

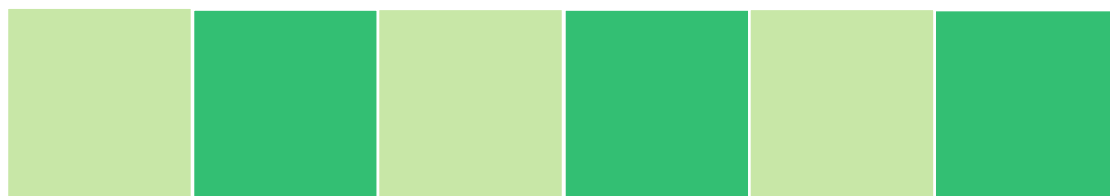


平成28年度

介護サービス事業者等に対する
集団指導

【姫路市】資料

平成28年10月26日（水）
姫路市文化センター 大ホール



～ はじめに ～

介護保険制度は、制度改正時だけでなく、その時々により多くの通知類が出され、制度の運用や解釈が、非常に複雑で時間の流れの中で変わっていく部分があります。そのような制度の動きに事業所の運営を合わせていただくため、事業所のみなさまは日々多くの苦勞を払われていることと思います。

このたびの集団指導における姫路市資料は、少しでも多くのサービス事業所のみなさまに、共通して理解しておいていただきたい内容についてまとめました。必ずしも、それぞれのサービスの事業所に必要となる情報ではないものもあるかもしれませんが、介護保険サービスを大きくとらえるために、それぞれの内容のご理解をお願いします。

今後の事業所運営の中で、本資料をご活用くださいますようお願い申し上げます。

姫路市監査指導課

～ 目 次 ～

○ 監査指導課からのお知らせ	2
1 今後に予定のある届出事項	2
（介護職員処遇改善加算）	2
（事業所規模の届出）	2
（特定事業所集中減算）	3
2 届出様式の変更について	4
3 「市外みなし指定」を受けた後の各種届出について	5
○ 介護保険課からのお知らせ	6
1 介護保険課の問い合わせ先について	6
2 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について	6
3 新型インフルエンザに係る特定接種の登録について	6
4 介護保険における第三者行為求償事務について	7
○ 地域包括支援課からのお知らせ	10
介護予防・日常生活支援総合事業の実施について	10
1 介護予防・日常生活支援総合事業	10
2 総合事業開始に伴う主な変更点	10
3 総合事業の対象者（介護予防・生活支援サービス事業の対象者）	10
4 姫路市の総合事業の構成	11
5 支給限度額及び利用者負担	11
6 サービス利用までの流れ	12
○ 保健所予防課からのお知らせ	13
感染症の予防と対策について	13
○ 地域包括支援課からのお知らせ（再掲）	22
姫路市認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業のお知らせ	22

監査指導課からのお知らせ

1 今後に予定のある届出事項

多くの事業所に共通する今後の届出事項についてお知らせします。いずれも提出期限のあるものですので、届出漏れがないよう注意してください。

(介護職員処遇改善加算)

◆ **計 画 書** 平成29年度介護職員処遇改善計画書

対 象：平成29年4月から加算を取得しようとする介護サービス事業者

〔平成28年度に加算を算定しており、継続して平成29年度も加算を算定しようとする事業者も改めて提出が必要です。〕

提出期限：平成29年2月28日 火曜日 (厳守)

※ 提出期限を過ぎますと、いかなる理由があっても平成29年4月の加算を算定できませんのでご注意ください。

◆ **報 告 書** 平成28年度介護職員処遇改善実績報告書

対 象：平成28年度中の処遇改善加算算定のために計画書を提出した事業者

〔・加算算定の届出はしたものの加算の支払いを受けていない事業者も含みます。その場合、0円の報告で構いません。
・平成28年度中に事業廃止をした事業者、平成28年度中に事業休止をし再開していない事業者も含みます。〕

提出期限：平成29年7月31日 月曜日 (厳守)

(事業所規模の届出)

対 象：地域密着型を除く通所介護事業者、通所リハビリテーション事業者

(平成29年度における介護報酬区分の確認のため届出が必要です。)

提出書類：通所介護用(別紙17)

通所リハビリテーション用(別紙17-2)

〔様式は、ホームページに掲載しています。〕

〔http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212387/_27772/_27779/_28889.html〕

提出期限：平成29年3月15日 水曜日 (厳守)

(特定事業所集中減算)

対 象：居宅介護支援事業所のうち、次のいずれかの要件に該当する事業者

- ・ 判定の結果、割合が80%を超えるサービスがあった場合
- ・ 新規指定事業所

新規指定事業所については、提出期限に対して適応する減算適用期間の前年度分の期間中に新規指定を受けた事業所（提出期限については、下の表を参照）。

例） 次回の提出期限である平成29年3月15日に提出すべき新規指定事業所は、3月15日提出分の減算期間は平成29年4月1日～9月30日であるので、その前年度である、平成28年4月1日～9月30日に新規指定を受けた事業所が対象になります。

◆ 集中減算判定結果の提出

特定事業所集中減算の判定は、毎年度半期ごとに、すべての指定居宅介護支援事業所が行わなければいけません。その上で、判定記録を保管しなければいけません。また、判定の結果、いずれかのサービスで割合が80%を超えた場合は、姫路市に判定票等の書類を期限までに提出する必要があります。

提出書類： 特定事業所集中減算判定票（別紙10-3）

同 集計票（別紙10-4）

様式は、ホームページに掲載しています。

http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212387/_27772/_27779/_27978.html

提出期限等：

提出期限	判定期間	減算適用期間
9月15日	前期（3月1日～8月末日）	10月1日～3月31日
3月15日	後期（9月1日～2月末日）	4月1日～9月30日

◆ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出

上記の判定の結果、特定事業所集中減算の「あり」「なし」が変更になる場合は、判定票の書類の提出と同時に、介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(*)の提出が必要となります。この届出書の提出は漏れがちですので注意してください。

届出書の様式は、ホームページに掲載しています。

(*) http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212387/_27772/shitei_kaigo_top/_26562.html

別紙2、その他の添付書類

2 届出様式の変更について

すでに9月半ばよりホームページに掲載しておりますが、各種届出様式を変更しました。今後、届出を行う際には、順次、新様式への切り替えをお願いします。

(主な変更点)

◆ 変更届出書

- ・広域型サービスと地域密着型サービスの変更届の様式を統一しました。

これまで、地域密着型サービスは変更届の様式が異なっておりましたが、様式を統一しました。

それに合わせ、変更の届出事項の欄の整理も行いました。

- ・書類作成担当者名と連絡先を記す欄を設けました。

届出内容について監査指導課から問い合わせをする際に、内容を説明できる担当者のお名前と必要であれば部署名、また、その方への連絡先を記してください。

◆ 誓約書

- ・「申請者・役員用」と「管理者用」とに分けました。

これまでは、管理者だけの変更でも役員全員の記載が必要でしたが、管理者変更の場合は、管理者のみの記載に変更しました。

- ・サービス種別ごとの誓約書を廃止しました。

これまでは、サービス種別ごとに誓約書を記し、それぞれに名簿を添付していたため、内容がほぼ同じ書類を複数準備いただく必要がありました。変更後は、1枚の誓約書で該当するサービスに丸印(○)を入れる形とし、添付いただく名簿も1部のみとしました。

◆ サービスごとの提出書類一覧

- ・サービスごとに、指定に関する変更、介護給付費に関する変更、業務管理体制に関する変更を行う際に必要となる提出書類の一覧を新たに作成しました。

変更届にどのような書類を添付したらよいか分からないという問い合わせをいただくことが多くありました。変更届出事項ごとに、必要となる添付書類をまとめた一覧を作成しましたので、届出の際に参考にしてください。

3 「市外みなし指定」を受けた後の各種届出について

この項目は、地域密着型サービスにおいて「市外みなし指定」を受けている事業所へのお願いです。

地域密着型サービスは、原則として事業所が所在する市町村の被保険者が利用できるものです。ただし、やむを得ない事情があるときは、事業所が所在する市町村長の同意を得ることにより、他市町村の被保険者が利用することができます。このことを、「市外みなし指定」と言います。

市外みなし指定を受けるには、姫路市外から利用を希望する利用者の住んでいる市町村に指定申請の手続きをする必要があります。その上で、市外みなし指定を受けた後においても、引き続き、市外みなし指定を受けた市町村に対して、以下の手続きが必要になりますので、ご注意ください。

- ◆ **変更届** 市外みなし指定を受けた市町村にも届出が必要です！
指定に関する変更や介護給付費に関する変更があった場合は、市外みなし指定を受けた市町村にも届出をしてください。
特に介護給付費に関する変更（加算・減算）については、届出をしないと市外利用者分の給付費請求がエラーとなり、国保連から返戻される場合があります。
- ◆ **指定更新** 市外みなし指定を受けた市町村でも手続きが必要です！
事業所指定の有効期限満了日までに指定の更新手続きが必要ですが、その際、市外みなし指定を受けた市町村にもあわせて更新手続きをしてください。
※必要書類等は、指定を受けた市町村に確認してください。
- ◆ **廃止届** 市外利用の同意を得た被保険者の利用がなくなった場合は、速やかに、市外みなし指定を受けた市町村に廃止届の提出が必要です！
市外みなし指定は、利用の申出をした被保険者についてのみ有効となります。
当該被保険者の利用がなくなった場合は、速やかに市外みなし指定を受けた市町村に廃止届を提出してください。

姫路市監査指導課 事業所指定担当

TEL : 079-221-2490

介護保険課からのお知らせ

1 介護保険課の問い合わせ先について

- ▶ 介護保険課には、日々、介護保険制度に関する様々なお問い合わせをいただいておりますが、担当外の電話番号にお電話をいただいた際には、お待たせする時間が長くなるなど、ご迷惑をおかけしている場合があります。
- ▶ 円滑な対応を図るため、次のとおり、各担当の電話番号にお問い合わせいただきますよう、ご協力をお願いします。

		主なお問い合わせ内容	電話番号
介護 保 険 課	認定担当	要介護認定の進捗状況の確認	2 2 1 - 2 4 4 7
	資格保険料担当	介護保険被保険者証の再発行、介護保険料	2 2 1 - 2 4 4 5
	受給者管理給付担当	介護保険サービスの利用、国保連への請求	2 2 1 - 2 4 4 9
	計画・庶務担当	その他	2 2 1 - 2 9 2 3

2 介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

- ▶ 平成28年台風10号による痛ましい被害に鑑み、利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底を図っていただく必要があります。
- ▶ 水害・土砂災害を含む非常災害計画の策定状況及びその内容並びに避難訓練の実施状況を改めて点検していただくとともに、必要に応じて、改善に取り組んでいただきますよう、お願いします。
- ▶ 本件については、姫路市のホームページ（介護保険関係 市からの通知等）に掲載していますので、ご確認ください。

http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/_5722/_27418.html

平成28年9月28日及び同年10月3日付け「介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」

3 新型インフルエンザに係る特定接種の登録について

- ▶ 「特定接種」とは、新型インフルエンザ等が発生した場合に、医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員等に対して、臨時に行う予防接種のことです。
- ▶ この対象者となるためには、事前に厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。
- ▶ 本件については、姫路市のホームページ（介護保険関係 国・県からの通知等）に掲載していますので、ご確認ください。

http://www.city.himeji.lg.jp/s50/2212923/_5722/_5822.html

平成28年10月3日付け「新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく特定接種（国民生活・国民経済安定分野）の登録について」

4 介護保険における第三者行為求償事務について

保険者（姫路市）と被保険者（介護保険利用者）以外の第三者が、交通事故等の不法行為を起し、それが原因で、被保険者が要介護状態となったり、要介護度が重度化したりして、介護サービスを利用した場合には、その費用は加害者である第三者が負担すべきものと解されます。

介護保険では、介護保険法第21条第1項の規定に基づき、第三者の行為が起因で行った介護保険給付はその給付額を限度として、保険者（姫路市）は、被保険者が第三者（加害者）に対して有する損害賠償請求権を取得することとなっています。（損害賠償請求権の代位取得）

上記のように、原因が第三者の起こした不法行為であることにより、保険者が受けた損害を補てんするための行為（求償行為）を「第三者行為による求償」といいます。

【介護保険法（抜粋）】

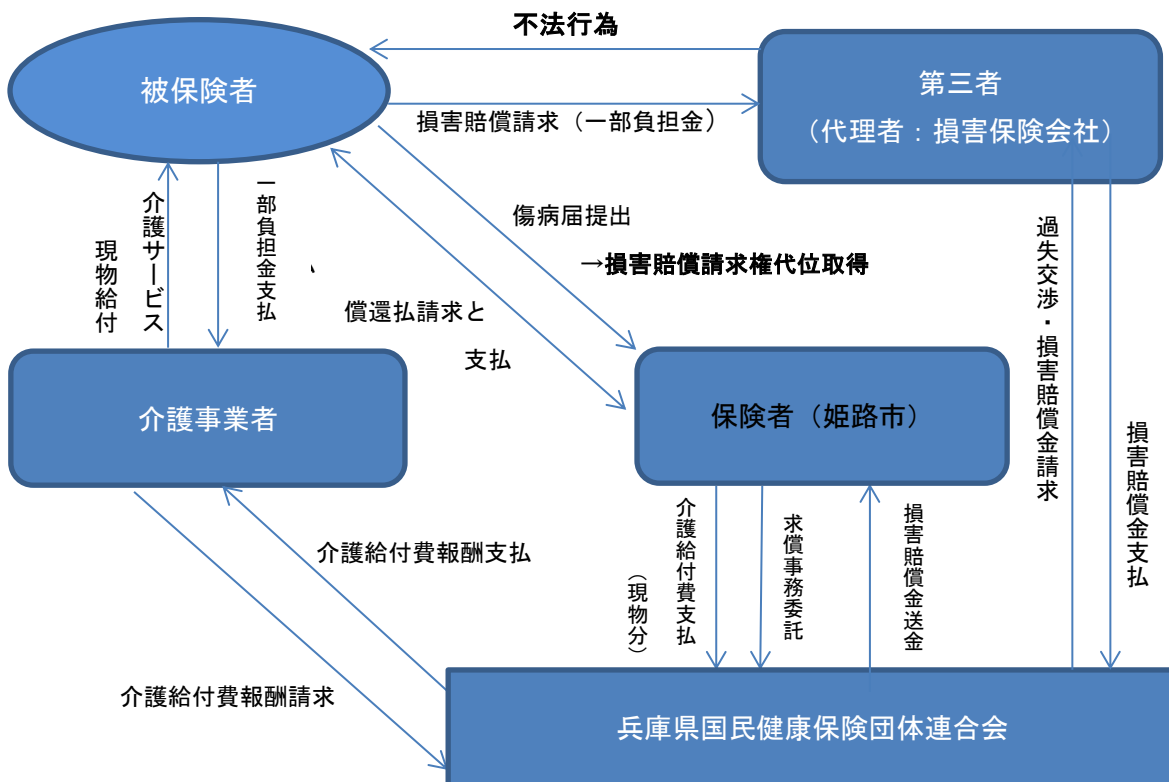
（損害賠償請求権）

第21条 市町村は、給付事由が第三者の行為によって生じた場合において、保険給付を行ったときは、その給付の価値の限度において、被保険者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、保険給付を受けるべき者が第三者からの同一の事由について損害賠償を受けたときは、市町村は、その価額の限度において、保険給付を行う責めを免れる。

3 市町村は、第1項の規定により取得した請求権に係る損害賠償金の徴収又は収納の事務を国民健康保険法第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）であって、厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

<第三者行為求償のながれ>



※ 姫路市に提出された書類に基づき、第三者側（加害者・損害保険会社等）と姫路市から委託された兵庫県国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。

(求償の目的)

- ・ 二重利得を防止・・・保険給付を受けた被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を行使すると、同一の事故に対して、利得が二重となる。
- ・ 不法行為責任・・・損害へ補填が保険給付でなされたからといって、加害者の損害賠償の責任は免責されるべきでない。
- ・ 公平で公正な保険運営のため・・・第三者による不法行為がなければ発生しなかった費用であり、本来負担すべき者に負担してもらう。

(求償における時効)

第三者行為求償事務に関する損害賠償請求権は、民法の根拠を有する私債権であるため、消滅時効は3年（通常は交通事故等の日から3年）

(届出の義務化)

平成28年4月1日より、第三者行為により介護保険給付を受ける場合、第1号被保険者は保険者への届出が義務化

(届出必要書類)

- ・ 第三者行為による傷病届
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 同意書
- ・ 誓約書
- ・ 交通事故証明書（または原本証明された写し）
※被保険者の過失が100%（自損事故やセンターラインオーバーなど）の場合は介護保険課から国保連合会への委託はいたしません。

(現時点での姫路市の取り組み)

- ・ 介護保険課ホームページでの第三者行為についての案内
- ・ 認定調査時、調査員が第三者行為によるものと聞き取りあり
→ 第三者行為求償事務についての案内文及び加害者側の保険会社等を記載する回答文を送付し、返送依頼
→ 【介護給付費利用実績があれば】
加害者側の保険会社に傷病届等の提出の協力依頼
（本来は、被害者である被保険者ご本人からの届出が必要であるが、加害者側の保険会社の協力が得られれば、代理で保険会社に傷病届を送付し、提出を依頼している。）
- ・ その他、被保険者本人、損害保険会社、介護サービス事業者など、連絡があれば、都度説明し、傷病届の提出勧奨

(医療との関係について)

医療での届出は行っても、介護保険への届出も必要。なお、医療では事故等行為が起こった日から、近接しての届出が多いが、介護では、ある程度日にちがたってからの利用が多く、届出の必要の告知も十分でないため、届出自体も少ない状況である。

(示談について)

示談成立の有無にかかわらず、傷病届の提出は勧奨する。(内容により、示談日以降の将来の介護費用は請求できない場合が多い。現状では、症状固定日が一つの目安となっている。)

◆ 事業者のみなさまへ

担当される被保険者の方が、交通事故等が原因で介護サービス受給に至った場合、「介護保険課への届出は済まされていますか?」をご確認ください。もし、届出がまだであり、交通事故等から3年以内であれば、介護保険課給付担当(079-221-2449)までご一報ください。必要書類など、被保険者へ送付いたします。

なお、新規認定の場合だけでなく、交通事故等が原因で要介護度が上がったり、サービス利用が増えたりした場合も、第三者行為求償対象となる場合がございますので、ご連絡ください。

姫路市介護保険課 受給者管理給付担当

TEL : 079-221-2449・2494

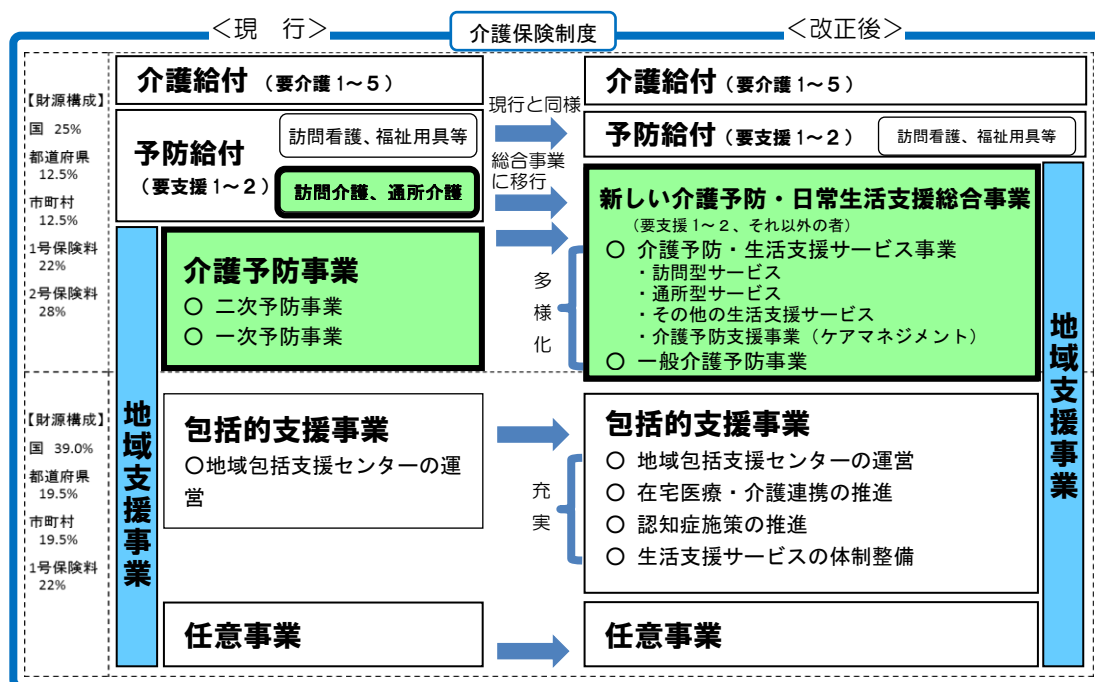
地域包括支援課からのお知らせ

介護予防・日常生活支援総合事業の実施について

1 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険法の改正により、姫路市では平成29年4月から「介護予防・日常生活支援総合事業」（総合事業）を開始します。

総合事業では、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指していきます。



2 総合事業開始に伴う主な変更点

- (1) 介護予防サービスの「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」は、総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」に移行します。介護予防訪問介護、介護予防通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付として提供を継続します。
- (2) サービス利用にあたっては、地域包括支援センター等による介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業のサービスと予防給付のサービスを組み合わせて利用できます。（予防給付のサービスは要支援者のみ利用可能）
- (3) 介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する場合は、要介護・要支援認定に加え、新しい判定区分「事業対象者」が新設されます。

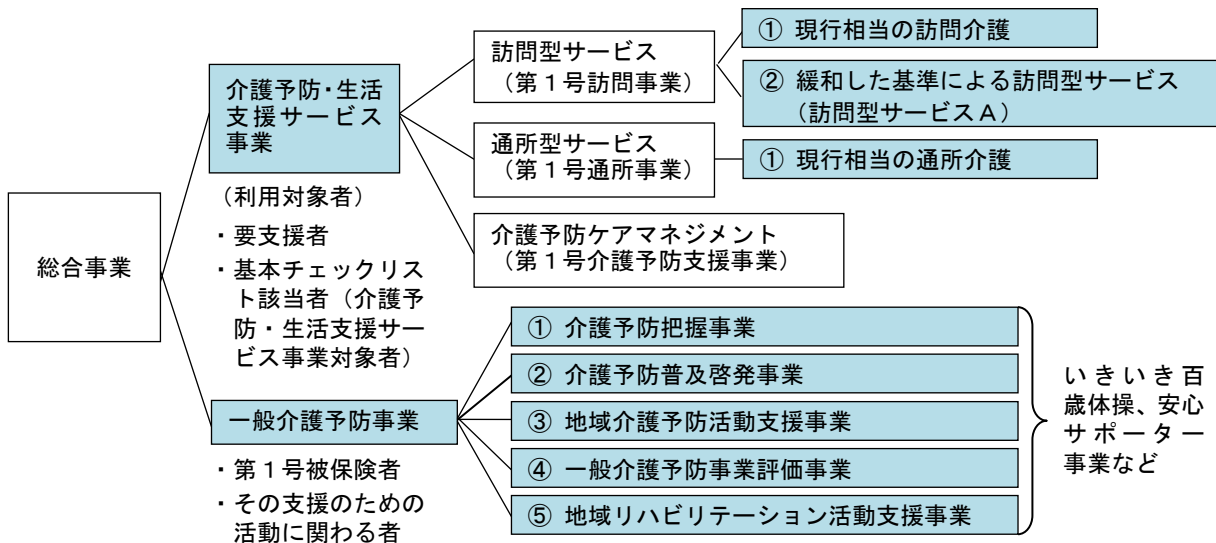
3 総合事業の対象者（介護予防・生活支援サービス事業の対象者）

- ① 平成29年4月1日以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
- ② 平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判定された方（要支援者に相当する者が利用対象）

なお、平成29年3月末時点で要支援認定を受けている要支援者は、認定期間が終わるまでは、従前の予防給付（介護予防訪問介護、介護予防通所介護）によりサービスを利用します。

4 姫路市の総合事業の構成

総合事業は「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防事業」から構成されます。本市の「介護予防・生活支援サービス」は、現行相当の訪問介護、通所介護と、緩和した基準による訪問型サービスを実施する予定です。



【総合事業における訪問介護、通所介護の概要】

名称	(仮称) 総合事業訪問介護 ※現行の介護予防訪問介護相当	(仮称) 総合事業訪問生活援助 ※緩和した基準による訪問型サービス	(仮称) 総合事業通所介護 ※現行の介護予防通所介護相当
サービス内容	現行の介護予防訪問介護と同様 (身体介護、生活援助)	生活援助 (週2回まで)	現行の介護予防通所介護と同様 (入浴、機能訓練等)
基準の概要	現行と同様	<ul style="list-style-type: none"> 管理者 専従1以上 従事者等 必要数 【資格要件：介護福祉士等又は一定の研修受講者】 サービス提供責任者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上 【資格要件：現行と同じ】 必要に応じ個別サービス計画を作成 	現行と同様
報酬	要支援1、2、事業対象者 週1回程度 1,168 単位/月 週2回程度 2,335 単位/月 要支援2、事業対象者 週2回超程度 3,704 単位/月 ※加算体系も現行と同様	要支援1、2、事業対象者 所要時間20分～45分 183 単位/回 所要時間45分以上 225 単位/回 ※加算は同一建物減算、特別地域介護予防訪問介護加算等を想定	要支援1、2、事業対象者 週1回程度 1,647 単位/月 要支援2、事業対象者 週2回程度 3,377 単位/月 ※加算体系も現行と同様

5 支給限度額及び利用者負担

支給限度額及び利用者負担は、介護予防給付と同水準とします。

【支給限度額及び利用者負担】

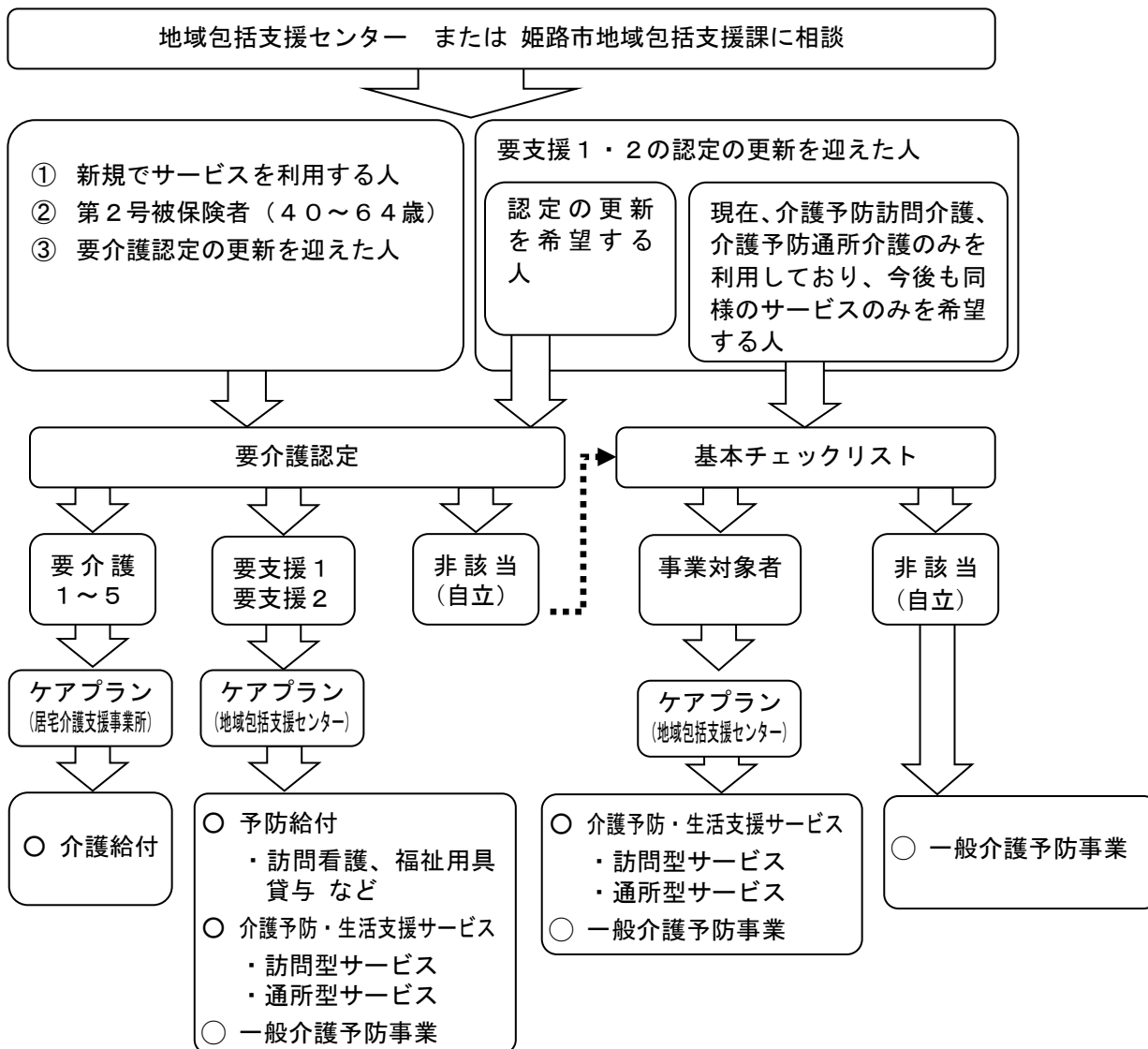
利用者負担	1割 (一定以上所得者は2割)
支給限度基準額の設定	要支援1、事業対象者※ 5,003 単位 要支援2 10,473 単位
利用者負担軽減	予防給付と同様に実施 (高額介護予防サービス費相当事業や社福軽減等)

※事業対象者は例外的に10,473単位の場合あり

6 サービス利用までの流れ

介護予防・生活支援サービスの利用を希望する場合の流れは次のとおりです。

本市では、新規にサービスを利用する方には、原則、要支援認定を受けていただきます。



姫路市地域包括支援課 総務担当

TEL : 079-221-2853

感染症の予防と対策について

各事業所においては、衛生管理の一環として、各種感染症に対応するマニュアルを整備いただいていることと思います。

ここでは、そもそも感染症とはどういうものなのか、代表的な感染症の中からその見分け方と対処方法、感染症についての情報窓口、についてまとめました。

感染症に対する知識の整理、また、いざというときの初期対応にお役立てください。

～ 内 容 ～

- ◆ 感染症とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・スライドNo. 1
- ◆ 疾患別基礎知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 8
 - ▶ インフルエンザ・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 9
 - ・ 正しいマスクのつけ方・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 16
 - ▶ 結核・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 19
 - ・ 早期発見のポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 31
 - ▶ ノロウイルス・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 38
 - ・ 手洗いの手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 42
- ◆ 感染症に関する情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・No. 44

姫路市保健所予防課
TEL : 079-289-1635

感染症とは

- 細菌やウイルスなどの病原体が体内に入り
いろいろな症状を起こす病気のこと

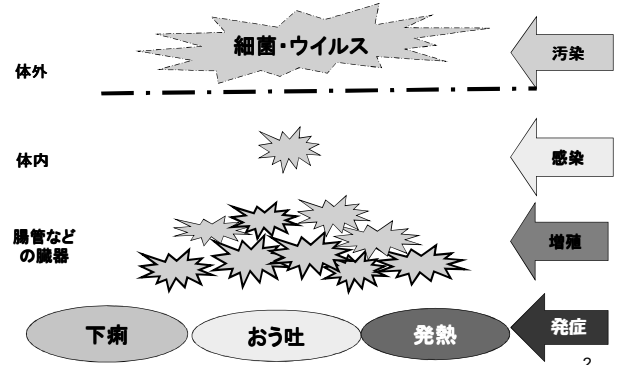
カンピロバクター
O157
赤痢
サルモネラ
A群溶連菌
黄色ブドウ球菌
など



アデノウイルス
エンテロウイルス
ロタウイルス
ノロウイルス
インフルエンザウイルス
RSウイルス
麻疹 風しん
水痘
など

1

感染と発症



2

感染経路

1. 経気道感染

咳やくしゃみなどで空気中に漂ったウイルスなどを吸い込んで感染するもの。

…結核・インフルエンザ・風しん・手足口病

2. 経口感染

病原体が食べ物に混じったり手から口から入って感染する。…赤痢・O-157・ノロウイルス

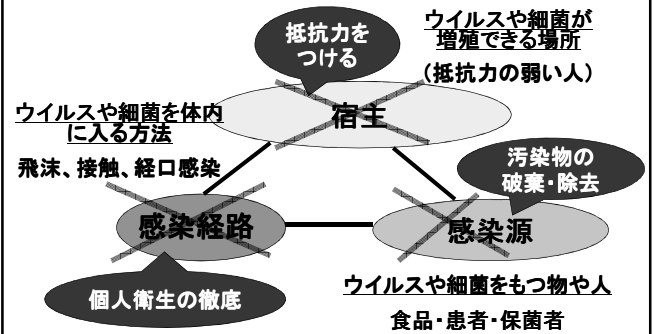
3. 接触感染 …性感染症 (カンジダ・梅毒・エイズ) 角結膜炎・水ぼうそう

4. 動物や昆虫から人へ感染するもの

…狂犬病・日本脳炎・ツツガムシ病

3

感染拡大防止の原則



4

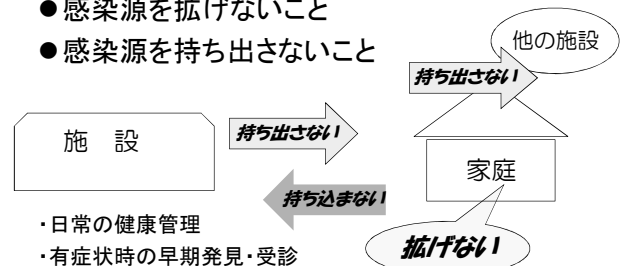
感染症の予防 ● 感染経路別予防策

空気感染 予防策	特殊な空調と換気が要求される。 N95マスク (有効率95%) の着用が推奨される
飛沫感染 予防策	鼻腔、口腔粘膜、結膜への感染を予防 標準予防策に加えてサージカルマスクの 着用
接触感染 予防策	人から人への直接伝播 排泄物、血液、体液などの接触により伝播する 手洗い (手指消毒、石けんと流水) が重要 性感染症ではコンドームが有効

5

感染経路の遮断

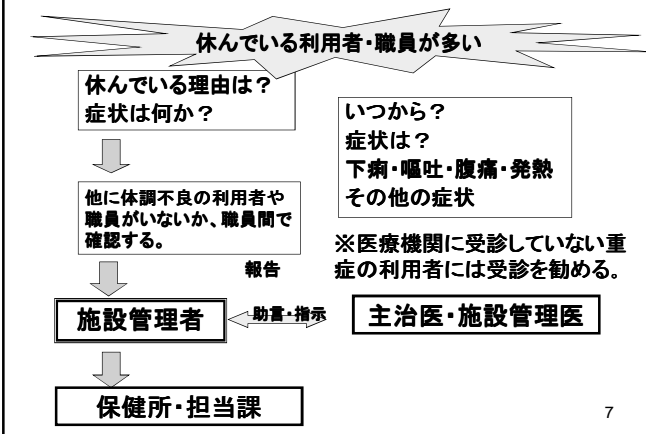
- 感染源を持ち込まないこと
- 感染源を拡げないこと
- 感染源を持ち出さないこと



- ・ 日常の健康管理
- ・ 有症状時の早期発見・受診
- ・ 標準予防策

6

感染症を疑ったときの感染防止のフローチャート



疾患別基礎知識

8

●インフルエンザ

風邪とインフルエンザ

普通のかぜ

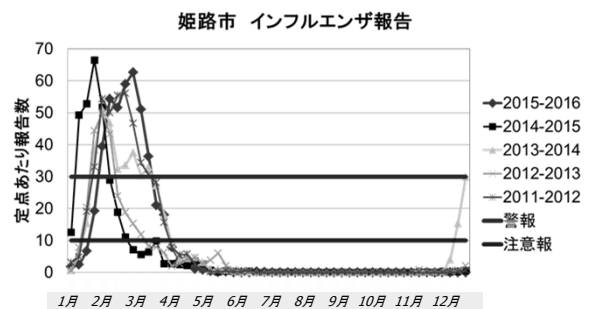
- ①ライノウイルス・RSウイルス等
- ②上気道炎症状中心 微熱
- ③全身症状、重症化は少ない

インフルエンザ

- ①インフルエンザウイルス
- ②頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状、高熱
- ③気管支炎、肺炎などを併発し、重症化しやすい
- ④高齢者での死亡率が高い

9

インフルエンザ報告数 週報はホームページに掲載しています。



10

インフルエンザの診断

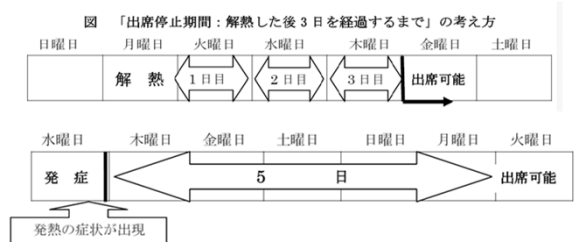
臨床診断(症状)

- ①突然の発症
- ②38℃を超える発熱
- ③上気道症状
- ④全身倦怠感等の全身症状

11

出席停止の考え方が変更になりました。

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(保育園は3日)を経過するまで」(学校保健法)



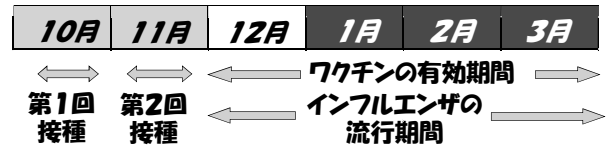
12

インフルエンザの予防

- ・手洗い、マスク、うがい
- ・予防接種
- ・人ごみに行かない
- ・体をひやさない
- ・湿度、温度対策 室温20℃以上 湿度50%以上
- ・急に38℃以上の熱がでたら医師の診察を!

13

インフルエンザ予防接種スケジュール



インフルエンザは接種してから実際に効果を発揮するまでに約2週間かかります。効果は約5か月間続くと言われています。13歳未満は2回、13歳以上は1回接種。

14

守ろう！咳エチケット

- 咳やくしゃみをするときはティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔を背けて1メートル以上離れる。押さえるものがないときは手よりも周囲に触れにくい曲げた腕の内側で押さえる。
- 鼻水や痰はティッシュに出し、すぐにふた付のゴミ箱に捨てる。
- マスクを正しく着用し、周囲の人や咳やくしゃみをしている人にマスクの着用をすすめる。できれば透過性の低い不織布製のマスクを。

つけ方チェック!

15

使用方法例



正しいマスクのつけ方



- ゴムひもで耳にしっかり固定するよう調整する。

17

間違ったマスクのつけ方



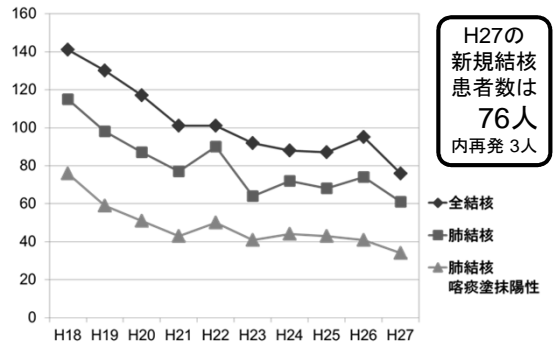
- 鼻を覆わないしていると、マスクの効果が半減します。
- きちんと鼻までマスクをし、肌に密着させてください。
- マスクはきちんと広げてください。
- 鼻とあごをしっかりと覆ってください。

18

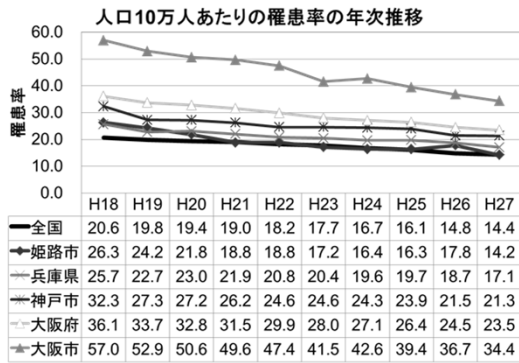
結核



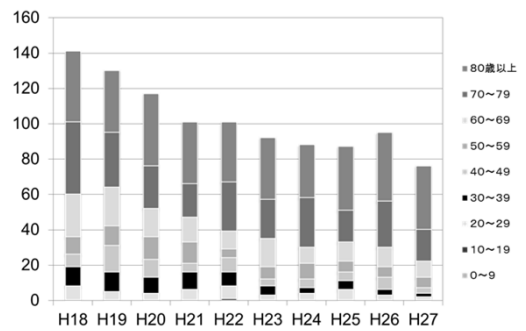
姫路市の結核患者届出数



結核罹患率の比較

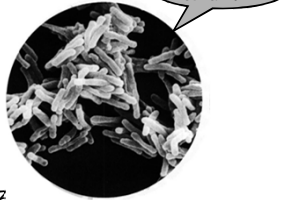


姫路市の年齢別結核患者数



ちなみに…結核ってまだあるの？

結核菌を吸い込むこと
によってうつる感染症



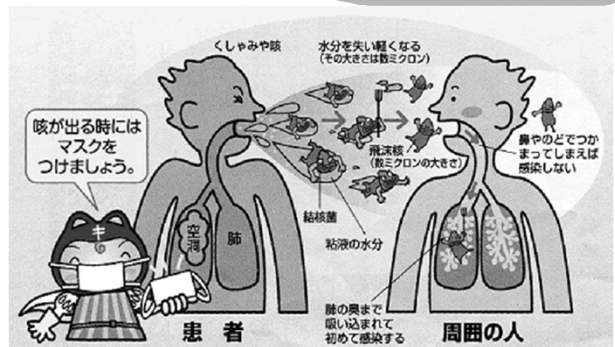
- ・表面はロウ状の物質でできた丈夫な膜で覆われている
- ・発育が遅い
1回の分裂に10~15時間かかる
- ・直射日光には弱い、冷暗所では3~4か月生存可能

1~4μm
0.3~0.6μm

痰の中に菌を出していない軽症の場合は、
他人にうつす恐れはありません。

若くとも免疫機能が低下すると発病します。
ジョイ・ハリセンボンのほるか

結核の感染とは？



「感染」と「発病」は違う

感染とは？

・菌は体内に定着しているが、無症状で、胸部エックス線写真上でも結核といえる陰影はなく、排菌もない

→ **病気ではない状態**

発病とは？

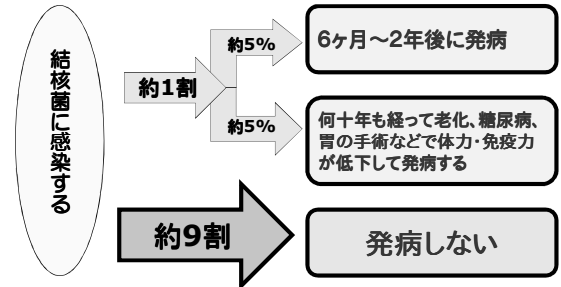
・胸部エックス線像上でも結核といえる陰影があり結核菌が見つかったり、ほとんどの場合症状が出る

→ **治療が必要な状態**

25

感染したら発病するの？

体の中で菌が増えたときだけ発病します



26

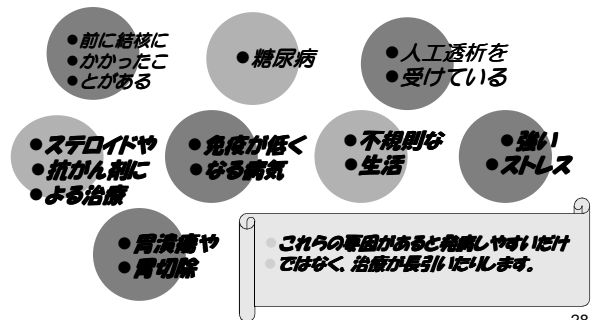
肺結核の症状は風邪に似ています

- ①長引く咳（2週間以上の咳）
- ②痰がでる
- ③長引く微熱
- ④長引く倦怠感
- ⑤胸痛
- ⑥体重減少
- ⑦食欲不振



27

●発病の危険が高いのは？



28

結核の治療

- 結核は治療すれば治ります
- 6～9か月間毎日服薬すれば治癒できます。
- 逆に服薬が不規則になると、菌がその薬に対して「耐性」をもつことになり、薬が効かなくなってしまう。
- DOTS・・・直接服薬確認法
- ひとに結核をうつす恐れのある場合は入院の必要がありますが、痰に菌がでていない人は外来治療となります。

29

結核治療中の介護サービス利用について

結核とは・・・

- 外来治療でよい患者の場合、特に日常生活に制限はない(介護サービス利用可能)
- ⇒結核病床に入院している場合は、検査で排菌の停止を確認(退院＝人にうつるおそれはない＝サービス利用可能)
- 抗結核薬の確実な服薬で治る病気



結核の薬を内服していること以外は、普段どおりの生活介護サービスの利用は可能

早期発見のポイント

- 年に1回の定期健康診断
- 風邪がこじれたような状態で咳や痰が続くときには、結核の検査を受ける
- 高齢者の場合には、体重減少時に結核を疑ってみる

31

定期的な健康診断

■施設内の定期健康診断

- ・利用者：胸部エックス線検査の勧奨

(高齢者の特徴) 後期高齢者の半数以上が既感染者
免疫力が低下したときに発病
症状が明確に出ないことが多い

- ・職員：入職時健康診断
定期健康診断
- 年1～2回
胸部エックス線検査
みなさんも健診受けていますか？

日ごろからの健康管理が大切！！

接触者健康診断

- 感染性の評価 (いつから咳・痰あった？菌の量は？)
- 接触者側の評価 (誰と、いつ、どこで、どんな接触？)
(高齢者？子ども？基礎疾患は？体調は？)
これらの聞き取りを元にして...

健診の実施の有無・時期・健診内容を決定

※接触があっても、すぐには発病しません。人にも感染させません。仕事を休む必要もありません。通常の生活をしてください。健診が必要な場合は必ず保健所から連絡します。

33

結核の感染性について①

- ・肺結核で、咳・痰から結核菌が検出
→感染性有り。(結核専門病院に要入院)
- ・肺結核でも、咳・痰から結核菌が検出されない、肺外結核である
→感染性なし。(入院不要、外来通院)

34

結核の感染性について②

- ・感染性のある結核患者と接触があった場合
接触しても、すぐには発病しない。
発病していないので・・・
接触者から、周りの者に結核をうつすことはない。
つまり、結核患者の家族が施設を利用すること、接触のあった職員が仕事をすることは、
何の問題もありません！！

35

結核発生時の対応

- * まずは、職員が慌てない！パニックを起こさない！
- * 感染性のある結核かそうでないかの判断を
→困ったときは保健所に相談
- * 感染性のある結核の場合
- * 接触があった職員・施設利用者の体調確認
→現時点で、呼吸器症状なければ発病していない。
※発病していなければ、周囲へはうつらない。
※発病までには接触があってから早くても2か月はかかる
入院・入所者が発病していることはほとんどない！

36

平常時の対応・集団感染の予防のために

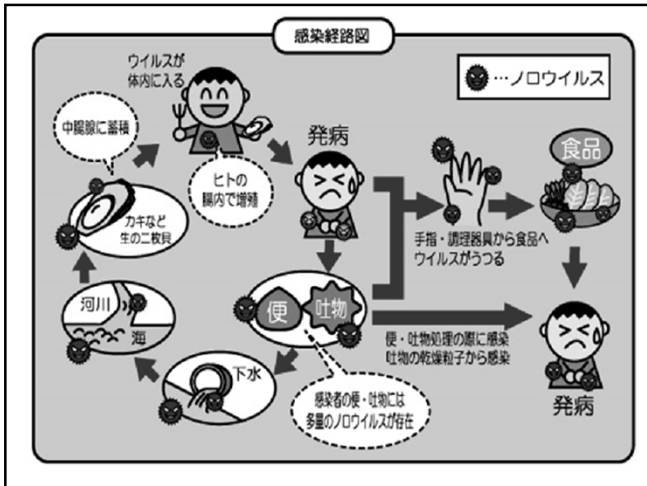
- ・入院、入所時点で結核でないことを、医師の健康調査表などに基づき確認
- ・年に1度、レントゲン検査を行って、結核に発病していないことを確認(定期健康診断)
- ・咳などの症状がある者はマスク着用を徹底
- ・有症状者の早期受診勧奨(胸部X線・喀痰)

37

ノロウイルス感染症

- ノロウイルスとは
ヒトの腸管粘膜で増殖するウイルス
感染力が強く、少量のウイルスでも感染するので集団感染を引き起しやすい。
- 症状
潜伏期間 1~2日
下痢と嘔吐
その他、発熱、吐き気、腹痛、頭痛など

38



ノロウイルスの消毒は、消毒用アルコールが効きにくいいため、塩素系漂白剤で行います。



40

吐物処理方法

用意するもの

- 使い捨ての布、ペーパータオル、新聞紙等
- ビニール袋等の液洩れしない密封できるもの
- 使い捨て手袋(ない場合はゴム手袋)2組
- 塩素系漂白剤
500mlの水に
キャップ2杯
- マスク・エフロン
- 手洗い用石けん

作りおきはダメ!
濃度注意!



41

手洗いが一番重要です!!

●手洗いの方法

- ①指輪・時計・絆創膏などをはずす。
- ②流水で汚れを落とす。
- ③石けんをつけて洗う。
- ④15~30秒以上もみ洗い。
- ⑤流水で石けんを落とす。
- ⑥ペーパータオル、個人専用のタオルで水気をふき取る。※共用タオルは×

42

【手洗いの手順】

手洗い前のチェックポイント

- 爪は短く切っていますか？
- 時計や指輪を外していますか？

**汚れが残りやすいところ
特に注意して洗きましょう。**

- 指先や爪の間
- 指の間
- 親指の周り
- 手首
- 手のしわ



① 石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



⑤ 親指と手のひらをねじり洗います。



② 手の甲をのぼすようにこすります。



⑥ 手首も忘れずに洗います。



③ 指先・爪の間を念入りにこすります。



⑦ 十分に水で流します。



④ 指の間を洗います。



⑧ ペーパータオルや清潔なタオルでよくふきます。



感染症に関する情報は・・・

・姫路市のホームページ

[姫路市 感染症](#) [検索](#)

全国・兵庫県・姫路市の感染症の発生状況がタイムリーにわかります。(週報)

・ [検疫所](#) [神戸検疫所](#)

海外のどの地域でどんな感染症が流行しているか
また事前に必要な予防接種・注意することなど記載。

44

感染症に関する参考資料

● どのような感染症がはやっているの？

● 具体的な対応について知りたい。

● マニュアル作成・改訂の参考にしたい。

- 姫路市ホームページ「感染症発生動向調査」
- 神戸市 神戸市モデル「早期探知地域連携システム」
本日講義参考「確実に嘔吐物を処理するためには」
- 高齢者介護施設における感染対策マニュアル(2013.3)
- 兵庫県感染症情報センター
- 東京都福祉保健局「感染症」

45

地域包括支援課からのお知らせ（再掲）

平成28年（2016年）10月26日

姫路市内介護保険サービス事業所 各位

姫路市地域包括支援課

姫路市認知症高齢者等見守り・SOSネットワーク事業のお知らせ

平素は、本市の介護保険事業等にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、認知症高齢者及びその家族が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、平成28年10月1日より標記の事業を開始いたしましたので、ご案内いたします。

行方不明者等の登録手続きに関する書類は、地域包括支援課・市内23地域包括支援センターに設置するほか、ホームページにも掲載の予定としております。

ご不明点があれば、下記までお問い合わせ下さい。

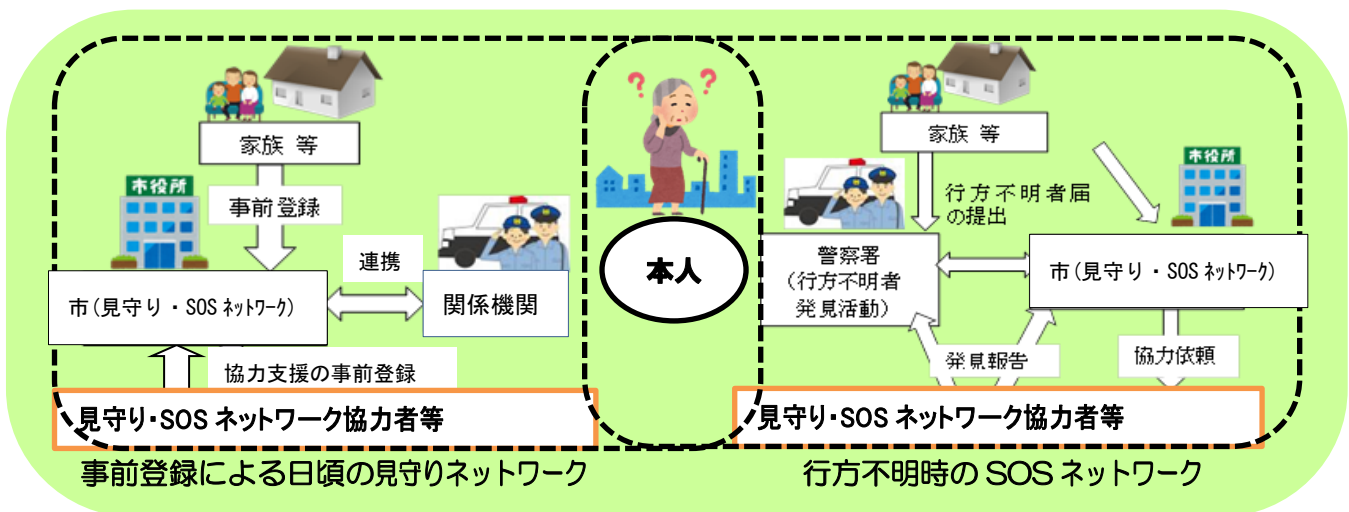
記

- 1 開始年月日 平成28年10月1日
- 2 事業内容 別紙チラシの通り
- 3 問い合わせ先 姫路市役所 健康福祉局 長寿社会支援部 地域包括支援課 地域支援事業担当
670-8501 姫路市安田四丁目1番地
電話番号 079-221-2451 FAX 079-221-2444

姫路市認知症高齢者等の 見守り・SOS ネットワークについて

◆姫路市認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークとは？

認知症により行方不明になる可能性のある方などを、関係機関や住民の皆様と連携して日頃から見守り、行方不明の未然防止につながる地域づくりを行い、もし行方不明になった場合には、速やかに発見活動を開始するための支援のネットワークを整備しています。



事前登録・協力者登録制度って？



◇事前登録制度とは？

認知症により行方不明になる恐れのある方が、事前に本人の身体的特徴や連絡先、写真などを登録しておく制度です。

【事前登録のメリット】 ～ご本人・ご家族の方の安心につながります。～

- ① 事前に情報を整理し連携体制を構築しておくことで、日頃からの見守りにつながり、ご本人が地域で暮らすことができる地域づくりにつながります。
- ② もし行方不明になった場合、依頼を受けて各関係機関や地域の協力者に情報発信し、スムーズに発見活動を開始できます。

行方不明になった場合、ご本人の写真(鮮明な最近のもの)・身長・体重・靴サイズ等の身体的特徴など、本人の情報が分からず準備できないこともあります。事前登録制度は、前もって確認・準備できるため、的確な情報を元に警察の捜索や地域の発見活動が行えます。

◇協力者登録制度とは？

認知症により行方不明になった場合に、捜索に協力してくれる方を事前に登録し、行方不明発生時にはメールにより本人の身体的特徴などを配信し、可能な範囲で捜索に協力してもらう制度です。